



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## コロナ禍と税務調査について

### 1. コロナ禍と税務調査の件数

2020年に始まったコロナ禍によって人との接触がためらわれ、あれから約3年が経過しました。

税務調査は、緊急事態宣言が発令中の場合にはほぼ実施されないか、あるいは実施したとしても税務調査必要度の高い悪質な納税者に限定される一方で、緊急事態宣言が発令していない状況下においては、少ないながらも税務調査を実施していたかと思われる。

2020年の4月～5月の**第1回目の緊急事態宣言時**は、街に人の気配が少なくなる程の危機感があり調査どころではありませんでした。

2021年の1月～3月の**第2回目の緊急事態宣言時**や

2021年の4月～5月の**第3回目の緊急事態宣言時**も第1回目ほどの危機感はなくなりましたが、コロナワクチン接種の問題もあり、調査は少なかったと思われます。

ただし税務署は納税者を牽制するためにも、**国税庁として「新型コロナウイルス禍のため税務調査は一切行いません」とは当然言えなかったのだ**と思います。

### 名古屋国税局管内の税務調査の実施件数も

2021年度は 所得税 3,496件 法人税 3,414件

2022年度は 所得税 5,663件 法人税 6,094件と 1.6～1.8倍に増加しています。

### 2. 税務調査で調べられるもの

1. 総勘定元帳（薄緑色の帳簿）過去5年分ほど
2. 現金出納帳 預金出納帳 直近まで過去5年分ほど
3. 給与明細・源泉徴収簿 過去5年分ほど
4. 収入（売上）の請求書の控 過去5年分ほど
5. 経費の支払領収書・請求書・カード明細等 過去5年分ほど
6. 預金通帳・当座預金照合票・法人でも代表者個人名義の通帳
7. 賃貸契約書・リース契約書・保険証券
8. 従業員出勤記録・タイムカード
9. 履歴書・社会保険・雇用保険の書類等
10. 申告書・決算書
11. 資産購入の見積書
12. 経営者の手帳・日報・作業記録簿等・電話帳
13. 家族構成・家族の個人通帳の提示

### 3. 税務調査で調べられるもの

1. 事業所、工場、倉庫等は確認されます
2. 調査官が2人以上の場合には、金庫・貸し金庫や通帳がしまっている場所までついて来ます。自宅の資料がある場所
3. 机の引き出しや手帳・連絡帳を見せて下さいと言われることもあります
4. 車のトランクやトラックの中身・物置を確認したりもします
5. 反面調査といって別の日や、別の調査官が取引先・取引銀行を調査したりします
6. 従業員・取引先に電話・文書・突然の来訪を行ったりする場合もあります

税務調査もコロナ禍前と同様になってきました。